

ユニットバス工事に伴う事前申請の留意点について

介護保険における住宅改修では、ユニットバス工事自体が給付の対象となるわけではありません。被保険者にとって入浴動作を行う際に障害となっている箇所の工事部分のみが対象となります。具体的には、脱衣所と浴室および浴室と浴槽の「**段差の解消**」、開き戸から折れ戸等への「**扉の取替え**」、浴室床を滑りにくい床材へ変更する「**床材の変更**」、浴室から浴槽への出入り等に使用する「**手すりの取付け**」が給付の対象です。

また、ユニットバス工事は被保険者の自己負担が大きくなりやすい工事であることから、すのこや浴槽手すり等の特定福祉用具の活用や「段差の解消」、「扉の取替え」、「床材の変更」、「手すりの取付け」のいずれかの改修で対応できないか、十分な検討を行ったうえで事前申請をお願いします。なお、十分な検討の結果、申請をされる場合には以下の点にご留意ください。

【1】通常の事前申請に必要な書類に加えて添付いただきたい書類について

- ・パンフレット（品番・仕様・図面・標準価格の記載があるもの）
- ・部材費の内訳書（メーカーが作成したもの。）

※メーカーが作成していない場合は、メーカーへ部材費の内訳を確認したうえで、施工業者が作成してください。

※ユニットバスは、予め成型した部材を現場で組み立てることから部材一式でセット販売されています。しかし、給付の対象となる部材は、**床・扉・手すり・浴槽（浴槽を給付の対象とするには条件があります。【2】を参照してください。）**のみであることから部材費を適切に按分して申請を行う必要があります。**按分が出来ない場合は、申請を受け付けることができません。**

【2】「浴槽」を給付の対象とする場合について

浴室と浴槽の段差解消については、**原則として特定福祉用具（すのこやバスボード等）の活用、もしくは住宅改修による手すりの取付けや浴室床のかさ上げで対応してください。**これらの対応でもなお、また動作が困難であり、浴槽の交換による段差解消が必要な場合に限り浴槽を給付の対象することができます。

浴槽を給付の対象とする場合は、**「住宅改修が必要な理由書」へ浴槽の交換が必要な理由を具体的に記載してください。記載がない場合は、浴槽を給付の対象とはできません。**

【3】部材費の内訳書について

部材費の内訳書を施工業者が作成する場合は、部材費の按分をメーカーに確認したうえで作成してください。作成する際には下記を参考としてください。

<参考>

単位：円

品番	標準希望小売価格	見積合計金額	按分率合計
●●-●●	665,000	809,600	100.0%

<基本プラン>

<オプション>

↓按分率内訳

介護保険対象	床	140,000	0	140,000	17.3%
	扉	45,000	90,000	135,000	16.7%
	手すり	35,000	0	35,000	4.3%
	浴槽	70,000	14,100	84,100	10.4%
	介護保険対象小計		394,100	48.7%	
介護保険対象外	壁	70,000	0	70,000	8.6%
	天井	70,000	0	70,000	8.6%
	器具	97,600	0	97,600	12.1%
	その他	137,400	40,500	177,900	22.0%
	介護保険対象外小計		415,500	51.3%	

※部材費の按分率を算出する際には、小数点第2位を四捨五入してください。按分率の合計が100%とならない場合は、小数点第2位を四捨五入していない数の中でもっとも大きい数を切り上げる、もしくはもっとも小さい数を切り捨てることで調整してください。

【4】施工費の按分について

ユニットバス工事全体の施工費に、部材費の内訳書に記載した介護保険対象部分の按分率を掛け算出してください。

<例>施工費が150,000円で按分率が【3】の場合は、73,050円が介護保険対象分の施工費となります。

単位：円

		按分率合計	施工費合計
		100%	150,000
		按分率	施工費
介護保険対象	床	17.3%	25,950
	扉	16.7%	25,050
	手すり	4.3%	6,450
	浴槽	10.4%	15,600
	介護保険対象小計	48.7%	73,050
介護保険対象外	壁	8.6%	12,900
	天井	8.6%	12,900
	器具	12.1%	18,150
	その他	22.0%	33,000
	介護保険対象外小計	51.3%	76,950